

第十九回 参議院水産委員会會議録第二十二号

(六〇五)

昭和二十九年五月七日(金曜日)午後三時二十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事 秋山俊一郎君
千田 正君

委員 青山 正一君
野田 俊作君
森 八三一君
木下 源吾君
菊田 七平君

衆議院議員 水産委員長 田口長治郎君

政府委員 水産庁長官 清井 正君
通商産業 政務次官 古池 信三君

事務局側 常任委員 岡 尊信君
常任委員 林 達磨君
常任委員 会専門員 森 日出哉君

説明員 通商産業省通商 局農水産課長 森 日出哉君

本日の会議に付した事件
○連合委員会開会の件
○輸出水産業の振興に関する法律案
(衆議院提出)
○水産政策に関する調査の件
(韓国海苔輸入に関する件)

○委員長(森崎隆君) 只今から委員会を開会いたします。

先ず第一に、先般本委員会が一応の御了解を得ました連合委員会に関する件を議題に供したいと思います。

水産を中心とした日ソ貿易促進に関する件についてお諮りをいたします。この件は、先般本委員会から始終御説明がありましたが、要約をいたしますと、先ず第一に、日ソ間の、日本側からの輸出面を考慮して見ますと、ソ連より目下注文されているものには造船関係がありまして、その実情は百九十九トン級の船舶が四隻、まづる漁船三百二、三十トン級のものが五隻、いずれも日立造船がすでに受注して建造中で、その額は八億円ほどになつておるやうでございます。又聞くところによりますれば、ウラジオストクには、修繕を要する船舶が約五十隻ほど待機しておると言われておりますし、これらについてもソ連側としては日本に対して発注の希望があるように承わつております。一方我がほうの船舶は、大型六十台のうち、稼働中のものが僅か十六台に過ぎない。業界としてもこの受注を大いに希望しておるやうでございます。このほか戦前からの状況から想像いたしますと、漁網の輸入もソ連側としては当然希望しておるところと察せられるのでございます。又日本側から考えましても、輸入の面を考えますと、木材、パルプ材、坑木材等の輸入は我が業界の最も希望しておるところでありまして、輸入港を持つ各府

県は大いにこれに対して協力して増進を努力しておる最中でございます。又石炭につきましても、樺太の弱粘結炭が約十五万トンほどこれを輸入する話合ひもすでにまとまつておるやうに聞いておりますし、これが実現されますと、北米などの遠距離のものよりも遙かに格安のものが輸入できまして、日本の基礎産業には大いに役立つことは疑いのない事実でございます。その他マンガン、棉花、小麦等、具体的に代表が行つて話合ひをいたし、調査をすればもつと貿易の途は打開されることは間違いないこととございまして、要するに日ソ間の貿易は今後発展の余地が十分にあるというところは想像に難くないのでございまして、それを経済代表が行きまして、親しくソ連当局と話合ひをいたしまして、現在の行詰つた両国間の通商関係を打開しようというの大きな目的でございます。

又漁業問題につきましては、北洋鯨鰵漁業は、昨年はソ連の沿岸より四十カイリ、本年は三十カイリまでの接近を水産庁が認めて、その沖合において操業することにしてゐるのでございますが、これらも今後もつと接近できるやう話合ひの余地がないわけではございませんし、南千島と最も接近してある根室地方は、ソ連の従来主張して来た領海十二カイリ論が押し通されましますと、殆んど漁業はできない状況になりますし、これらもソ連当局と十分話合へば何らかの了解がつくものと思ひまして、我が沿岸漁民の生きて行ける

途を打開することは可能ではないかと考える次第でございます。又北洋漁業は我が国の当面する大きな経済問題として、やはり経済代表が行つてソ連当局と十分に話合ひをして、いわゆる両国の漁業協定といったような正式条約締結前の便法として何かの了解に達して、これまでの行詰りを打開し、お互いの意思の疏通を図ることは、我が水産業界としても非常に大切であり、現在政府は表向きで得ないという問題を、国会或いは又民間の代表の手によつて打開できますること、は、国民全体の福祉に貢献するところが非常に多いと思ひましてこの決議の問題が出て来たものと考えます。ついではこの問題は通産委員会に非常に関係が深いのでございまして、お諮り申上げますが、この水産を中心とする日ソ貿易促進に関する件につきまして、通産委員会と連合委員会を開きたいと存じます。如何でございませうか。御異議ございませんか。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと認めて、それではさうに取計らいまして、通産委員会の方に御連絡を申上げることいたします。つきましては連合委員会の開会の日は通産委員長と協議いたしまして決定いたしましたと存じますので、この点委員長に御一任願ひしたいと思います。御異議ございませんか。

○委員長(森崎隆君) 只今議決となつた輸出水産業の振興に関する法律案について提案理由を御説明申上げます。

輸出を振興することは、我が国の最も重要な政策の一つであることは言を待たないところでありますが、なかならず遠洋漁業の開発により水産物の輸出を伸展することは、我が国の地理的環境からも、又国民性の上からも適切なことであります。

併しながら輸出水産物については、時には輸入国において関税等の問題を惹起し、又国内においても変動する国際状況に対応する調整その他の措置が必要であります。

この点に関し、特にまづる類の輸出について業界においては自主的に努めて参つた次第であります。その目的

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

を十分に果し得なかつたのであります。かかる事情等からして輸出水産物の品質の向上を図ると共に輸出水産業者の組合による自主的調整によりその経営を安定し輸出水産物の振興を期せうと存する次第であります。

次に法律案の主な内容について御説明いたします。

先ず第一点は、まぐろ類、めかじき等の罐詰及び冷凍品その他輸出水産物として政令で指定した水産製品については、これが製造施設を農林大臣又は都道府県知事に登録せしめることである。

第二点は、輸出水産物を製造する者即ち輸出水産業者は、その事業の健全なる発達を図るため全国一円の輸出水産業者組合を組織することができるとであります。

特にこの組合は輸出水産業者の自主的調整による経営の安定を図るため、生産過剰による過度の販売競争或いは粗悪品の濫売等が行われ、又は行われる虞れがある場合において、組合員の事業経営のみならず関連産業にも重大なる影響を及ぼす虞れがあるときは、輸出水産物の製造数量、販売価格等を規制し、或いは製造施設の制限を行へることとあります。

なおこの調整規定については、農林大臣の認可を要することにし、又農林大臣は公正取引委員会の同意を得ることにいたしました。

最後に第三点として、本法の適正且つ民主的な運営を期するため十五名の委員から成る輸出水産振興審議会を設けることにいたした次第であります。

以上簡単であります御説明を終り

ます。

何とぞ慎重御審議の上速かなる御賛同をお願いいたします。

○委員長(森崎隆君) 有難うございませう。

本法律案についての質疑は次回に譲りたいと思ひます。

○千田正君 ちよつとお伺ひします。衆議院のほうでは会期延長をやるようであります。参議院のほうでは議院運営委員会においていろいろ論議をされております。国会法の法文の解釈その他に対して、両院がお互いに納得の上に会期を延長するにあらずんばこのたびの会期延長には賛成しがたしという野党派の相当強硬な議論が繰返されておるようでありまして、只今御提案になつたところの、この輸出水産業者の振興に関する法律案は、仮に延長しないとするならば明日しかないのではありませんか、これは一体どういふうにその法案の審議をおやりになるつもりか一応伺つておきたい。

○委員長(森崎隆君) この問題は今朝委員長會議がありまして、衆議院で大会期延長のことが両院の議長の話合ひの上でこれは決定すべきであるのに、この話は十分なまでに議論を通し、本會議上程の直前に通告を受けた、非常にこれは遺憾であるし、而もこれは第二回目のことだといふので、非常に各委員長におかれましては不満の意を持つていたわけでございます。そのこと自体は配慮を十分に衆議院に申入れておるようでございますが、会期の問題、私も昨日までは一応明日で会期が切れることと実は思つておりました。請願陳情も、できましたならば今日上げたいといふつもりで議題に供し

ておいたのでございますが、衆議院で事実上会期の延長を強行した現状におきましては、結果的には参議院で今日明日にこれを否決しようといふたし、ましようとも、自然に会期の延長になることはこれは自明の理でございます。これはやはり実質的にそういう前提に立つて、本法律案の質疑は、できまうならば来週に延ばしたいといふつもりでございまして、参議院のほうでは、参議院で議決されたもので、事実上会期延長は必至であるといふ見通しに立つて今日実は衆議院も本會議が今開会中でございますので、一応提案理由の説明だけ承りまして、来週から一回乃至二回の委員会を持つて十分質疑をいたした上で本會議に上程して行きたい、このように考えております。その点でございますならば御了解を頂きたいと思ひます。

○香山正一君 一応そういうふうな前提になつておるにいたしました。明日で会期が終りということになつておるわけなんです。明日はやはり委員会を継続してやるというふうな建前にしておかなければいかんじやないか……。

○委員長(森崎隆君) それはそのつもりで一応考えております。これは本日散会後にそのように御了解を得まして明日午前中に委員会を開くつもりでございます。よろしくございませう。

〔了承と呼ぶ者あり〕

○委員長(森崎隆君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(森崎隆君) それでは速記を始めて下さい。

次に韓国海苔輸入に関する件を議題にいたします。

本件に關しまして清井長官も参つておられます。只今からこの問題につきましまして全海苔からの陳情から各委員にもあられたと思ひますので、陳情の趣旨は一応御了承得られたものとしまして、直ちにこの問題につきましまして質疑をいたしたいと思ひます。

○秋山俊一郎君 海苔の養殖事業といふものは東京湾方面においては随分古くから行われておつて、日本のいわゆる特産物として日本国内では非常な嗜好を持つておるのであります。近時沿岸漁業の行詰り等から浅海養殖の面に水産庁としても非常に力を入れておられます。従つて日本全国に亘つて適地には至る所海苔養殖業が盛んになつて来ておる。これは我々沿岸漁業の行詰りの一つの打開の方法として非常に喜ばしいことだと考えておる次第であります。この漁業に対して水産庁の方針はどういう方針を持つておられますか、その点一応伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) 只今お話がございましたが、御承知の通り我々が国の水産資源全般が、沿岸漁業の資源につきましまして相当の問題が起つておるのではありませんか、そのために水産庁といたしましては各方面の御協力を得て水産資源の増強或いは漁業の遠洋化と申しますか等の措置を講じまして、いろいろ漁業経営の安定を図つて来てお

るであります。それに関連いたしまして、内地沿岸の増殖の關係につきましまして、殊に海苔の養殖事業といふものに、これは特殊な問題でもございませうが、我が国において古くからあるこれは分野でございます。而も又沿岸において比較的中小の業者のかたゝんがやつておられる、而も漁業協同組合を結成してやつておられるというふうないろいろな意味におきまして、水産業といたしましてはこれが保護、助長、育成等につきましまして特別の方策を各方面の観点からこれをやつてもらわなければならぬものだといふふうに考えておるものであります。従いまして海苔の具体的な生産増殖を図るという事はもとより水産業者としての海苔の業者といふものについての経営の安定等につきましまして又同様に今後私どもとしましては重視をして参らなければならんと、こういうふうに考えておるのであります。

○秋山俊一郎君 大体国内において海苔の現在生産されております数量ほどの程度になつておりました。か。政府委員(清井正君) 正確な数字につきましましてはちよつと私只今数字を持合しておらないのでございませうが、戦前は十四億枚と申しますか、十億枚を超す数字であつたように記憶いたしておるものであります。戦後その数字が下りまして、十億枚を割つておるといふような状況であります。昨年は又他の諸般の關係からいろいろの事情によりまして、生産数量も割合に低目であつたといふことが言われるのであります。本年も又はつきりした数量はなかなかつかみ得ないのであります。

やはり昨年と同程度、又はそれを前後する数字ではないかと考えておるのであります。

○秋山俊一郎君 このいわゆる浅草海苔と称する海苔の需要は殆んど日本だけの需要だろうと私は思いますが、先年来朝鮮において日本人は海苔の養殖を非常にやり出した。そこで全羅南道、慶尚南道方面の南部の海岸において相当多くのものが多量に生産されて、四億枚を超えるような状態になつておつたのです。而もこれが朝鮮人は殆んど食べないのであつて、殆んど大部分が日本内地に向けられた。それが戦後になりまして、日本人が経営するのではなくて、朝鮮人が経営するのになつて、海苔の輸入にようになりました。そこでこの海苔の輸入によりまして、かように農林省においても海苔養殖事業の発展を助成し、援助してその発達を図りつつある際に、非常に安い海苔が朝鮮に入つて来るということによつて生産業者が価格の点等において相当困難にぶつかつておる。従つて又生産意欲が非常に阻害されて、折角発展しようとしておるものを、何と申しますか、阻止するような、或いは成長をとめるような結果が現われているということでありまして、水産庁としてはこれに対してどういふようなお考えを持つて見えておられますか。又それに対する措置等についての御意見を伺いたい。

○政府委員(清井正君) 確かにお話の通り韓国におきます海苔の生産は、曾つての日本と韓国の関係等よりいたしまして、専ら日本人の消費のために韓国において生産をされておるといふ実情であるようにありまして、韓国において生産される海苔の需要は全部日本向けのことであるか、私どもは立場からいたしまして、これは輸入しないということが端的に一番いい方法なのであります。私どももいたしまして、現在のところ生産業者の立場は勿論、その他日韓関係におきます漁業問題等いろいろの問題が実はあるのであります。そういつたような問題の観点から総合的に觀察をいたしてこの問題を処理しなければならぬというふうな考え方を持っております。水産庁といたしましては、現在のところ韓国の海苔の輸入についてはこれは否定的な考え方を持っておりますのであります。

○秋山俊一郎君 只今長官の御意見、私も大体賛成であります。もと／＼戦前において日本人がそこで海苔の養殖事業を發展せしめた。而もこれは日本人が食べるものであるというふうな条件下におきましては、これは日本へ入つて来ることも当然のことであり、又持込まなければならぬかと思ひますが、今日国情を異にした場合に、強いて日本の芽生えておる産業を圧迫してまでも入れなければならぬという義理はない。殊に日韓漁業の関係が、非常に日本人に対してむちやをやつておる韓国に対しては義理合ひは私はないと思ふ。水産庁の御意見も多分そういう意味合ひがあらはれんかと思ひますが、その点は私の考えとどうでございましょうか。

○政府委員(清井正君) まあ私が先ほど申し上げたことは、只今秋山委員のおつしやつたことと大体同じだと思ひますが、生産者の立場、或いは日韓関係のいろいろの問題等を考えまして、水産庁の立場としては只今私が申し上げた通りであります。

○千田正君 今秋山委員のお尋ねに対して、水産庁から水産庁としての方針について御説明があらはれましたが、具体的問題として今起つて来ておる問題は、韓国から海苔を入れるということの一つの問題になつて来ているのです。が、それに対して、水産庁としては通産省側に対してこの問題について折衝した経過がありますれば御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) 具体的に申し上げます。通産省といふ省とも話合ひがあります。通産省といふ見地とか、いろいろな観点から韓国の海苔を輸入したいという希望があるのでありまして、その点につきましては、いろいろ事務的に話合ひをいたした経過もあるものであります。ただ私どもの意見といたしましては、只今御説明申し上げたような意見であります。で、現在はそのまゝになつておる、こういう状態です。

○千田正君 今年になつてから、そういうことについて通産省側との間に何か折衝なさいましたか。

○政府委員(清井正君) いろいろ相談をいたしたことはございします。

○千田正君 今水産庁長官の秋山委員に対するお答えはよくわかつておりますが、早く言えば、国内におけるところの海苔業者の育成を図らなくてはならない立場にある水産庁でありますから、当然それをなすべきであります。

併し、この貿易の実態を考えると、逆にこれは朝鮮の海苔業者を保護するような結果になるような気がするのですが、こういう点については通産省から政務次官が見えておられますから、あとからお尋ねいたします。そこで私は特に水産庁長官に聞きたいのは、これは戦前、戦争中、戦後の今日又将来においてもこの問題は相当長く起きて来る問題だろうと思ひますが、この際根本方針を立てないといふと、毎年同じようなことを繰返すようなことになると思ひますが、そういうようなことに対して水産庁としては十分にか案を練つておられますか、どうですか。こういうことは毎年私は繰返されるだらうと思ふ。

○政府委員(清井正君) 御承知の通り、客観的な情勢が変らない限りは同様の問題が起ると思ふのであります。従ひまして、そういう問題が起りましたときには、そのときの内地の海苔の生産状況なり、或いは生産者の状況なり、或いはその他の一般的な状況等、十分いろいろな判断を私どもとしてはいたさなければならぬのであります。又これも全体的に申しますれば、又別途の観点からもあると思ふのであります。とにもかくにも、私どももいたしましては、かかる問題につきましては、やはり水産業者の立場と申しますか、内地におきます養殖事業の振興という基本的な問題ということをしよつちゆう含みましてこの問題の解決に当らなければならぬ、こういうふうには実は考えておるのであります。

○委員(森崎隆君) それでは通産省にも関連してどうぞ御質問を願ひます。

○青山正一君 通産省からどなたかお見えになつておりましたら。

○委員(森崎隆君) 通産省は古池政務次官が来られております。なお通商

局の輸入課長もあとから見られるようであります。

○青山正一君 ちよつと水産庁にお聞きしたいと思いますが、さつきから秋山委員なり千田委員からいろいろお話もあつたわけですが、通産省において、大体四年間の実績によつて、今年度は二百万ドルの外貨の割当を十七人ですか、輸入業者によるという噂が飛んでおるわけですが、そういう問題について御承知になつておりますか、どうですか、その点についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(清井正君) 詳しい数字については私も今ちよつと覚えておりませんけれども、海苔の輸入をいたしたいというふうな問題について通産省と私どものほうで事務的に話し合ひをしたことはございます。

○青山正一君 その際におきまして、十七人の輸入業者のみに限つて二百万ドルの割当をやるんだ、そういうふうにお話を何か論議なさいましたか、どうですか。

○政府委員(清井正君) 詳しい話の内容についてはこゝでちよつと御説明申上げられないのでありますが、いろいろの問題につきまして相談をいたしておるのでございますが、先ほど私が申上げたように現在はそのまゝになつておるといふ事は状況でございます。

○青山正一君 通産省に質問申上げたものと存じますが、韓国海苔を通産省のほうの側において、大体四年間の実績によつて、十七人の輸入業者に外貨の割当をやるんだというふうな噂を漏れ承つておるのですが、その真意のほどを一つ承りたいと思ひます。

が……。

○政府委員(古池信三君) それじやちよつと私から大要をお答え申上げまして、数字その他の細かい点につきましては、主管課長のほうからお答えをいたさせていただきます。先ほど来各委員からお話もございましたが、私は海苔の生産その他につきましては、その事情に明るくないのでありますから、海苔の生産自体は農林省の主管せられるところでありまして、これについては十分主管省としての農林省の御意見を尊重して参りたいと考へております。

ただ我々としては、貿易の關係の主管省といたしまして、朝鮮との間の貿易はできるだけ従来の事情もあり、今後といへどもあらゆる物資について有無相通して行きたい、隣国という關係も十分に考慮に入れて促進をして参りたいという基本方針には、毫も変わりはないわけでありまして、ただ特に昨年来韓国との間の貿易が余り思ひにくいような事情が次々に出ておりますので、その点は甚だ遺憾に存じておりますけれども、併しできるだけさうな障害も、機会あるごとに解決を將來にいたしまして、輸出すべきものは輸出し、又輸入するを可とするものは輸入して行きたいと、こういう建前をとつて行つておるわけでありまして、従いまして海苔の輸入につきましても、これが内地の生産業者、或いは又内地の一般海苔を消費する国民に及ぼす影響というふうなものも十分考慮せねばならぬから、その辺は農林省当局とも十分に御協議をいたしまして、できるならば若干の海苔は輸入してもよいのではないかと、こういうふうな考へで進んでおるのであります。従いまして只今

御指摘になつた現在どれだけの数の海苔をどれだけの業者に外貨の割当をするかどうかというふうな問題につきましては、勿論最終的に決定したものも何もないのであります。ただ試案として、農林省と折衝をいたしておりますが、お話を聞いておるといふことは、私も聞いております。併し勿論これはまだお話し合ひの途中でありまして、何ら結論を得ておらんやうに聞いておられますので、それだけ私からお答えを申上げます。

○青山正一君 農水産課長今の問題について……。

○説明員(森日出哉君) 今の初めの御質問は、私途中から来たのであります。が、私のほうで書き置いた案は二十五年から、五、六、七、八と四カ年の輸入実績をとりまして、大体それを基準にして、輸入業者——インポーターに割当をしたらどうかという案も局内で書き置まして、上の方に廻つてございまして、今その段階でございまして、まだどういふ方法で決定的な輸入をやるかという点については、まだ上のほうから確実な御指示を頂いていないのであります。

○青山正一君 今仮に二百万ドルの外貨の割当をする、この海苔の問題について……。そうすると海苔の枚数は大体どれくらいになるか、と計算して見ます。

○青山正一君 水産庁にお伺ひしたいのですが、現在の国内の保有量はどれくらいあるのですか。

○政府委員(清井正君) ちよつと数字をはつきり実は私のほうも正確につかみ得ないと思ひますが、先ほ

ど申上げました通り、生産数量が十億枚以下ではないかと、実は推定しておりますが、はつきりつかめないのがあります。そこで或る程度のもものは、これは生産業者は国内で売つておると思ひます。現在手持がどれくらいと推定するかという問題になるのであります。が、ちよつと数字は確めておりません。

○青山正一君 国内の保有量というものがわからなければ、この問題はなかなかちよつとやそつとで韓国からどれだけ輸入をしなければならぬかというふうなことも決定しかねる状態でありまして、その点やはり水産庁あたりは十分これは調査をして行く必要があるのではないかと思ひます。ただ漏れ承つておるところによりまして、一億五千万枚くらい保有しておるといふようなことも聞いておるわけなんです。或いは二億枚あるというふうなことも聞いておるわけなんです。先ほど通産省にお聞きしたこの二百万ドルとして、大体数字は何億枚くらいになるのですか。

○説明員(森日出哉君) 二百万ドルとしまして、大体一億百枚でございます。

○青山正一君 そうすると一億百枚ということになりまして、一枚はどれだけですか。

○説明員(森日出哉君) 三円六十銭です。

○青山正一君 先般の委員会におきまして、農水産課長からパターの輸入方式のようにも考へておるといふことを聞いておるわけなんです。その気持は現在おありなんですか、どうなんですか、その点について承

わりたいと思ひます。

○説明員(森日出哉君) この前私の個人的な意見として申上げましたが、大体當時通商局の上のほうの人たちと御相談をして、その方式がいいかどうかということをお聞きしたのであります。最近日韓間の貿易の事情から見まして、早急に問題を解決したいということとで、先ほどお話し申上げたような案を書いたのでございます。なお過日申上げましたように、そういうふうな案が通商局の意見としてきまつておるわけでございます。

○青山正一君 実は先ほどの質問の材料は、私四月二十日に内閣へ中央の問題、或いは韓国の漁業の問題について質問をしたのであります。が、その際におきまして、海苔の問題について、ちよつとお伺ひしたところが、吉田総理大臣の名前で、日韓間の貿易は我が方の著しい輸出超過であり、その改善のためにできる限り韓国品の輸入を行ふべきであると思へておる。海苔の輸入についても目下関係省間で協議中である……、私は水産委員会の建前として、この漁村政策とか、或いはその他の李承晩ラインなどの問題も考へておりますので、只今水産庁長官のお話のような意思で以て進んで行きたいのはやま／＼であります。先ほど千田委員からお話のあつたように、ただそればかりも考へられない。これは輸入のこと考へて行かなければならぬというふうな建前で、私今お聞きしているわけなんです。先ほどお話ししたこのパターの輸入の方式のようにはしたらいけないかと思ひますが、併しこのパターの輸入方式にいたしまして、発注権を全額

連に与えるということになると、問題が非常に多かつたというように私は聞いておるわけなんです。そういつた弊害を十分に是正しまして、例えばこの前農水産課長がお話になつたように、生産者団体とか、或いは問屋などに、農林省と通産省の指導の下に協議会というふうなものを作らせて、それに発注権を与える、そうして輸入業者には外貨の枠を全部与える、つまり輸入業者に輸入の許可を与えるようにしたらどうか。それでこの調整協議会から発注権をつけて申請しなければこの輸入業者にもこれは許可しないという条件を、つぎつぎとつちやつて、そうしてその問屋生産者或いは問屋或いは輸入業者、この三者が都合のいいような行き方で行進したならばどうかというふうな私は気持におちるわけなんです、その件につきまして一つ当局の御意見を承りたいと思います。

○政府委員(古池信三) 只今御提案になりましたやう方も、確かにこれは輸入の一つの新しい試みとして相当に私は考へべき問題であると思ひます。ただ今のところその問題につきましては事務的に深く突つこんで検討した結果を得ておられませんので、その問題につきましては、できるならば少し時間を与えて頂いて、十分に事務的にも研究されて頂きたい、かように存じます。

○青山正一君 これは農水産課長が先般の委員会におきましてちよつとその片鱗、示唆を与えて頂いたので私はちよつと研究したわけであり、するからして、一つ通産省のほうでも、こうなれば恐らく三者が全部落ちつくのじやなからうかというふうにも考へてお

ますので、御参考までに申上げておきます。

○千田正君 通産省の課長さんに伺いたいんですが、今のお話によると一枚三円六十銭ということになるんですが、これが輸入業者から問屋に入り、問屋からいよいよ需要者に入る朝鮮の海苔の最終価格は一体どのくらいに見えておるのですか。

○説明員(森日出哉君) 精密に計算したものでございせんが、それが入りまして、インボーターの手数料、問屋の手数料を加へまして、大体市価で売られておりますのはその二割くらいアツプという計算と聞いておりますが、事實はもう少し高いと思ひます、事實は私たちが口に入らないものであります、最近海苔を買つたことはございせんので……

○千田正君 非常に我々が通産省の今の政務次官なり或いは課長のお話を聞いていて、日韓貿易というふうな観点から考へておられるやうな観点ですが、我々が非常に奇異とするところは、先ほどの青山委員のお尋ねの中にあります、十七か所これらの輸入業者が二百万ドルという膨大な海苔を輸入する、枚数から勘定すると日本のいわゆる水産業者の保有量よりは遙かに上廻る数字を外国から輸入するということになりませんか。而も相当の高い値段で最後のいよいよ需要者に入るやうであります、そこに非常に我々が心配するのは、十七社なら十七社に限定されて入つて来る、その間のいわゆる利潤の鞘が相当大きいんじゃないかという点を我々は考へる。その点が一つと、それだけ保有量を上廻るだけのものが入つて来た場合に、水産業者に

及ぼすところの影響がこれ又大きい。こういう観点から我々は考へて今のこの問題の起つて来た点を十分検討したいと思つておるんですが、さつき青山委員からの日韓貿易に対するところの御尋ねに対して、課長のお答えは、どうも日韓貿易は最近の情勢はうまくないというので、最後に見出した点はこの海苔の問題でぶつかつて来た、こういうわけでありまして、日韓貿易はいよいよ輸出超過の状況であるという、これは我々は考へられるのでありますが、それが全然回収不能という立場におかれてあるんですか、その点はどうなんですか。

○説明員(森日出哉君) 先ほど政務次官から御説明があつたわけでありまして、四月十四日現在で四千二百五十九万六千二百三十七ドル二十五セント、これだけのものが輸出超過になつております。一九五三年と申しますと昨年度であります、昨年度韓国から決済されたものがオーブン・アカウトで千二百八十六万二千九百九十八ドル、それからドルの現金で以て二千五十一万五千ドル、そのほかポンドで二万六千ポンド、これが一九五三年度分の韓国からの受取分でございます。ですからこの貿易のアンバランスになつておる部分につきましては、一部分はドル、一部分はスターリングで以て支払われておりますが、昨年の後半期になりましてから全然支払もしてございせん。その結果輸出超過の勘定が溜まりまして、四千二百五十九万程度のものが輸出超過になつておる。これにつきましては少くとも今の現状が続く限りにおいては、韓国としてはなかく支払をしないのであります。少くとも現

金の支払をしない、そういうふうな見通しに立つております。

○千田正君 これは非常に重大な問題であつて、日韓間の外交問題が中絶しておる今日において、この裏付となるところの貿易関係は膠着状態にある、而もどうも支払を躊躇しておる、恐らく支払わないんじゃないやうな感じが、観念に立つていろいろ案を立てられておるやうであります、何かによつてその支払を得て、そうして収支バランスを作りたい、その目標として、そのうちの部門としての海苔を選んだ、こういうことであります。

○説明員(森日出哉君) 今申し上げましたことにも少し補足して申し上げます、単に輸出超過になつておるばかりではございせん、アメリカが持つておるFOAの、或いは民間の購買資金、それから又政府が持つておるドルを民間に貸してあるわけでございます、これもやはり現在とめておるわけでございます。もう少し具体的に申し上げますと、政府のドルを民間に貸付けておる分でございますが、これは三月二十日からとめておる、それからFOAの民間購買のほうは四月三十日にとまつております。このFOAのほうはアメリカが主導権を持つておるので、これをとめるというところは、少くとも日本を入札から除外するということではあります、事実とまつております。ですからそのほかに韓国の民間貿易の輸入方式といたしましては自由ドルといたつてございまして、これは韓国入が輸出をしましてそれで外国のドルを、外国の通貨を獲得して、これによつて外国から商品を買うということと

ございまして、これを一時とめるというやうな噂がございまして、これはまだとまつておりません。併しこれを動かすためにはやはり韓国から物を買つてやらなくちゃならない。そうしませんが向うがドルを持ちませんので、このためにやはり自由ドルも十分使えなくなるというふうなのが現状でございます。でございまして、海苔を買つたからこれらの問題がすべて解決するとは私どもは考へませんけれども、少くとも今のやうな状態を続ける限り現在のアンバランスは抵がらうとも縮まることはない、そういうふうな思つております。この問題につきましてはもつと全般的に市場関係の課長から御説明になつたほうがいいと思ひますが、私の知つておる点はこの程度でございまして。

○千田正君 今のあなたの御説明は大體わかるのですが、アンバランスがこれ以上進んで行く虞れがある、だからできるだけ向うから取れるものは取つて借金のお払いにかたとして一応輸入して行こう。これもまあ今の日本の実情から考へられるのでしようが、さうするといふと、今度日韓間の貿易というものは主として輸出は或る程度抑制しておいて、そうして輸入に重点を置いて行こうというわけですか。

○説明員(森日出哉君) これは通産省の一般施策の問題でありますので、私から簡単に申し上げかねるのでございまして、まあ私の考へて行きますとやはり或る程度アンバランスがとれる方法をとつて行きたい、従ひましてできれば韓国から物を成るべく買ひ、そういう方向へ持つて行きたいと考へております。輸出をとめるということになりま

すと相当国内的にも問題を起すのじやないかということが憂えられますので、ここが非常にむずかしい点だと思います。

○千田正君 どうも頗る、まあ通産省のかたとしての考え方は御尤もだと思ふのですが、十七社に一応限定しようという考え方は、十七社そのものが輸出入業者でありますか、輸入業者でありますか、或いは輸出専門ですか。

○説明員(森日出哉君) 十七社と申し

ましたか。これはまた案を書きました
 だけで私どもの上のほうのかたの御了
 解も全然得ておりませんのでという
 ことかわかりませんけれども……。
 ○千田正君　だからあなたが立案の当
 事者でないとするれば立案されたのだな
 かがいらつしやるでしょうが、その点
 はどういふことなんですか。

○政府委員(古池信三君) これは詳しいことは私も存じませんけれども、一応今問題になつておりましたのは、従来数年間に朝鮮の海苔を輸入した実績を持つておる業者という話だと思ひます。従つてその中にはほかのものもいろいろ輸入をやつておるインポーターが多いのではないかと。又一、二海苔の問屋といひますか、そういう人も入つておるやうに聞いておりますけれども、ただ先ほども申し上げましたように、何らこれは固まつたものでなく、若し輸入を許すとすればそういう従来の実績を持つた人たちに一応外貨の割当てをしたらどうだろうという意味の一つの案である、こう考へております。

○森八三一君 私遅く来ましたので、
或いは重複をしてお尋ねをしたり御説
明のあつたことを聞き漏らしておりま

すのでダブるかも知れませんが、今の
質疑応答を聞いておりますという、
これは極めて公式論になりますけれど
も、従来現政府から私どもが聞いてお

つた通商政策の根本理念、関税政策等についてしばしば承わつておつた根本観念に何か変更でもあつたような感に受けるのですが、政務次官にその点を一つ先ず原則的にはつきりして頂きたいと思う。と申上げますのは、関税

政策等におきましても民生の安定、国

内産業の伸長という前提に立つて通商が行われ、関税政策等が講ぜられ、且体的な例としては非常に論議されまして建築材料の関税をきめる場合に、国内でも相当に生産せられ、輸入の必要がないというような議論のあつた場合輸入に、そういうような程度のもものは輸入を抑制して、どうしても国内では生産

のできん部分だけを輸入をする、それも将来に向つて国内の生産を伸ばさなないような庄迫材料になつてはいかぬから関税政策で相当国内産業を保護するということが強く指摘され、当時我々はそのものが使用せられて染つた品物が相当東南アジア方面に出て行くという形で輸出貿易を考えると、安いものを輸入してやるのが非常に必要ではないかという半面から議論をしたことがあります、その場合にも国内産業を保護するところに非常に期待するということが前提になつて相当数の建築染料に対する高率改正が行われているということは御承知だと思います。そういうような過去いきさつから考えますと、今の海苔の場合には

そういう基本観念を外してお考えになるのか、その基本観念というのはやはり貫かれているのかどうか、その点を

一つ政策上の問題として先ずはつきりして頂きたい、こう思うのです、
○政府委員（古池信三君） 只今の森さんのお尋ねは誠に御尤もなことでござ

いまして、私どもとしては日本の輸出或いは輸入に対する根本的な考え方というものは毫も変わるべきではないと考えております。ただ根本方針としてはその通りでありますけれども、何しろ種々雑多の品物の輸出入

の關係でありますから、中には必ずしも

り得るのであります。殊に相手方とどのい
ろ／＼な取引の關係上、本来ならば日本
日本としては輸入したくないというところ
うなものも或る場合には止むを得ず輸出
の条件をよくするため、その他に關連し
て輸入せざるを得ないというようにな
なことも生ずるかと思うのであります。

す。例を申上げまして恐縮ですが、例えば先般の日英協定のごときはその結果若干のイギリスのウイスキーであるとか、或いは羊毛製品のようなものを輸入することになったのでありますが、これも本来の方針から言えれば相当協道にそれたもののように考えられますすけれども、併しあの場合としてはやはり更に全般的な輸出の促進或いは貿易の振興という面から止むを得ずあれを認めるというようなことになったのでありますして、今回の海苔の場合におきましてもやはり、一体海苔そのものが果して日本の国民生活の上に絶対に輸入が必要であるかどうかという議論は別といたしましても、これによつて日韓の通商關係を打開して将来

大きな利益が拵がるということであればこれ又止むを得ない措置ではなからうかというような意味合いにおいて考

えておるのでございまして、根本的貿易に関する方針はいささかも変更べきものではないと、かように考えおります。

○森八三二君　そうしますると、日英通商協定の場合には日本からの輸出増進するためにはまあ好ましくない、今お話のような不要不急のものであっても或る程度これを入れなければならぬという、まあバーター的なあれだ

あつたと思うのでありますが、今度の

場合には、そういう緊急に立つておるといふように理解していいのか、そうだとすればその輸出される対象物資は一体どういふものが取上げられるのか、聞いておられますところで、そういふことではなくてすでに輸出をしたものの決済が非常に順調に行かんのだからその決済をするというだけのように思

うのですが、それは日英通商協定を結んだ当時のような観念であると、こういふことなんでしょうか、どつちなんでしょうか。

○政府委員(古池信三君) 日英協商の問題を申上げましたのは、ただ一つの例といたしまして申上げたのでありまして、必ずしも今回の仮に韓国から海苔を輸入するといったにしてもそれが日英協商の場合と同様だという意味で申上げたのではないのであります。ただ昨年の例を見ましても非常に輸出は実績がありましても輸入は一向にない。併しこういう片貿易の關係にいつまでも放つて置くということとは日本としても好ましいことではなからうと思ふのであります、何らかの契機をつ

かんで将来やはり兩方の貿易をバラン
スをとつて發展させて行くということ
が理想じやなかろうかと思うのであり

ます。ただ現状そのものを見ますと、確かに輸出のほうが非常に多く輸入が殆んどありません。その結果が国の債権が先ほど申上げましたよ

に四千万ドルからの集付きになつてゐる、これはまあ成るだけ早く解決をして更にその基礎の上において将来両國の間に通商関係を一層緊密に發展させて行きたい、こういうのでございす。従つて今回日英協商と同じよう

意味のバーターの協定というようにな

のは具體的に實現しておりません。ただそういうようなことも心の中に留めて一応これらがその機縁になれば普通にいいことではないかと、こういふふうに考へております。

○森八三二君　そうしますと、今次公の肯定された通商基本観念の国民生活の安定に寄与するという大前提、国由

産業の発展に寄与するという前提ではなくて、別の観点に立つて今度の海運の問題は処理をされるのだというように、一応受取れるのですが、その場合と第二の前提をなす、そういう場合といえども国内の生産を伸ばす必要のないというものは別でございますけれども、伸ばして行きたいというものについては国内の産業に圧迫をしないといふ第二の前提ですね、通商上の。その第二の前提と今度の問題をからみ合せて一体どうお考えになるのか。

○政府委員（古池信三君） 只今まで私が申し上げましたのは、特に通産省が主管しております通商という問題に重点を置いて考えて見たのであります。が、果してその場合に海運を輸入しな

と仮定いたしました。これが内地の海苔の業者にどういふような影響を与えるか、或いは又一般日本の海苔を消費し

たいという国民にそれがいい影響を与えるかどうかという問題につきましては、これは主として農林省で御批判になつておることです。農林省の御意見も十分に尊重いたしましてその問題と通商振興という問題との調和を図るその兼ね合いの問題が大事である、こういうふうな考へております。

○森八三三君 その場合に、もう一遍お尋ねいたしますが、海苔の輸入によつて国民生活に寄与するといふことは、消費者に安い物が入ればそれだけ潤ふことになるのですが、そういうことが海苔というものを考えた場合に、今日の日本の国情でとるべき方向なのか、多少国民生活には数量的には不便であつても国内産業を伸ばして行くことが重点なのか、もつと極端に申しますと、私に端的に言わしてもらふならば海苔というものは今政府の言う耐乏生活という観点から見れば必要はないと、なぐてもいいのだと、これは極論でございますが、むしろ国内産業を保護育成して行くということが一〇〇％取上げられて然るべき対象の物ではないか、こう思うのです。今の次官のお話の国内産業の保護と国民に、消費者に安い物を供給するという二つのことを脱んでやつて行くのだと、その脱み方が海苔というものをとらえた場合に今日の日本の置かれてある国情から、経済上から考えた場合には、そのものを国民消費者の立場から眺めて行くという必要があるのかどうか、むしろ私はそういう観点はもう考へなくていいかと、国内産業保護一本で行つていいこれは物資ではないか、こう思うのです、その辺はどうですか、やはり兼合

いでお考えになるのですか。

○政府委員(古池信三君) その辺のところは非常にむづかしい、又この問題の焦点ではなからうかと、私は思うのであります。ただこれらにつきましては私は専門の知識もありませんので十分農林省の御当局と相談をして適切な結果を考へて行きたい。ただ私もその役所で海苔を輸入することが朝鮮との貿易の振興に役立つというだけのことでこれを強く主張してもそれはやはりよろしくないもので国全体を眺めて、それを輸入の問題を抑圧してもやはり海苔の生産業者を保護すべき事態である、そのほうが適切であるという結論になればそれも結構であります。うし、又或いは逆にこの際海苔を輸入してそれによつて内地の生産業者にも刺激を与へ、又国民がもつと海苔を欲しいという要求が強いとすればその希望を充足するほうが大事であるかどうか、或いは又只今森委員のお話のように現在の日本の国民生活としては海苔は国内の海苔だけで十分である、それ以上はむしろこれは必需品というよりも贅沢品ではないかというお説も若しそれが現在日本としては適當であるという結論に達するならばそれも結構である、かように考へておるのであります。

○森八三三君 水産庁長官にお伺いたしますが、韓国海苔を輸入すること、国内生産業者の刺激材料になつて増殖が図られて行くというような考へが持てる状況か、我々の聞いておるところでは、韓国海苔の輸入が国内生産業者には非常な圧迫材料になつて、却つて海苔の生産を阻害するといふふうな聞いておるのですが、それは一体どつ

ちなんですか。

○政府委員(清井正君) この点につきましては、先ほど森委員がおいでにならないうちに各委員からいろいろ御質問があつたのであります。私も、私どももいたしましては、海苔の生産の確保増強並びに海苔の生産に従事する漁業者の経営の安定向上ということを考へなければならぬのであります。その他韓国と日本との間にあります漁業上のいろいろの問題があるものであります。いろいろの観点からいたしまして、この韓国海苔の輸入の問題につきましては総合判断して行かなければならぬのであります。現在、このところ私どももいたしましては、韓国海苔の輸入につきましては否定的な考へを持つておるといふ御返事を申上げた次第であります。

○森八三三君 私の聞いたのは、韓国海苔輸入ということが刺激になつて、国内生産の進展が見られるというように考へられるかどうか。今まで聞いておる私の狭い知識では逆の結果が生れるとのみ聞かされておるので、これが輸入することによつて国内業者を刺激して非常に増産になるということであれば、これは一時の困難は忍んで行くべき、又考へ直して見なければならぬようにも思われるのですが、そんな非常に役立つという何か考へられるものがございませうか。韓国海苔の輸入が国内生産業者の刺激材料になつて、それが水産庁でも非常に奨励されておる、その奨励に拍車を加えて行くという材料になるというふうに見られるかどうかという点を端的にお聞かせ頂ければいいんです。

○政府委員(清井正君) 只今も申し上げ

ました通りでございますが、やはり私どもの観点といたしましては、海苔の生産業者並びに海苔の生産増強という観点を水産庁といたしましては主としていたしまして、その他のいろいろ事情を判断いたしまして、総合判断してこの問題を処理しなければならぬ、こういうふうな考へておるのであります。

○森八三三君 そうしますと、次官に

もう一遍お伺いしますが、水産庁長官の話では私の質問に端的にはお答えになつておらないように思うのでございしますが、これはいろいろ情勢から余りはつきり答へることは考へなければならぬという思いやりからのお答えかと思ひますが、拝察いたしますれば、やはり我々が理解しておるように、朝鮮海苔の輸入といふことは国内の生産業者に圧迫材料になるということで、これが生産の刺激材料にはならないといふふうな理解されるのであります。そうだとすれば、通商上の根本理念として我々が今の政府からしばしば聞かされておる、国内の生産業者を保護して行くということが、止むを得ず輸入をせざるをいたしまして、それには十二分に考慮されなければならぬといふように思うのでございしますが、そういうふうにやつぱり通産省でも考へておりますかどうか。

○政府委員(古池信三君) 冒頭に私も

申し上げたのでありますが、海苔の生産事業或いは海苔の消費の關係、そういう点につきましては、私も知識経験がありませんので、十分なことを存じておりませんから、これについてはよく農林省とも御相談を申し、ただ我々としては、特に国民生活なり、或いは

国内の産業に非常に大きな悪影響を与えないで、而も韓国との間の通商を軌道に乗せて行くようなことに役立ち得るものならば、その限度において考へて見ようというわけでございまして、先ほど私がちよつと申し上げましたことが、或いは誤解を招いたかも知れんと思ひますが、別に私はそういう意味で申し上げたのではなく、十分にそういう点も考慮に入れたつた大所高所からこの問題は処理して行くべき問題ではなからうかと、かように考へております。

○委員長(森崎隆君) たおちよつと申

上げますが、古池政務次官は通産委員会のほうに出席しなければなりません、できるならば政務次官に御質疑があれば先にやつて頂けたらと思ひます。

○秋山俊一郎君 先ほど森課長のお話

によりまして、すでにこの輸入に関する立案ができて、上司に廻しておられるというお話でございますが、そうしますと、今の政務次官の御意見は、農林省ともよく協議の上で適正な処置をしたいとお考えであります、そういう問題は前以て立案の前にはどういふことにならなければならぬのではないかと考へてございしますが、併しもはやその立案をされておるといふことになりまして、今後農林省とこの問題をよく御討議になるお考えでございませうか。従来の取扱はどういふことになつておりましたか。

○政府委員(古池信三君) この問題に

つきましても、従来と同様農林省関係の物資でございますから、十分に農林省と打合せしまして、両者の協議が整つた上で実行に移すようにして参りました。

い、かように考えております。
○青山正一君 古池次官が急いでおられるようなのでは、御質問申上げたいと思つて、實際問題として日韓の例の輸出超過ですね、超過を、海苔にじわ寄せておるといふことは、これは事実なのです。海苔以外はないのです。實際海苔にのみじわ寄せておるといふことは事実なのです。それで御説明は、これは国家的な建前から言へば尤も至極なことだと、私はそう思いますが、一方如何にしてこの沿岸漁業者の多数を生活させて行くかといふことも、やはり一つ考えて頂きたい。漁村生活を如何にするかといふことが、これは一番の問題なのです。例えば例を挙げて説明申上げますと、通産省の案のように韓国海苔を二百万ドル割当する。頂くとした場合において、国内に實際保有しておるものは、それに匹敵するだけのものが現在あるわけですから、金額にしますと約十数億になるわけですから、これは課長もよくわかつておるだらうと思つて、ところが韓国海苔を輸入することによつて国内産の海苔は、これは一割か二割か知りませんが、下るといふことはこれは当り前のことだらうと思つて、そういう点をやはり考へて、一割下れば三億圓といふものが、沿岸漁業者は損をするといふ建前を一つ考へて頂きたい。そういう意味合いから前々委員会におきまして農水産課長がおつしやつておた協議会のような形のものが非常にいいのではないか、そういう点をやはり上のほうへそういうような問題が移行されておるならば、上のほうでもそういう問題をやはり考へて頂いて、どうしても私どもは反対なのです。水産庁長官のおつしやる通りに反対なんです。だ

けれども、どうしてもこれは輸入しなければならぬというならば、そういう点も十分に考へて頂きたい、こういうことを切望したいと思つておきます。
○千田正君 特に僕には要望しておきたいのですが、通産省としては貿易のバランスのことを考へておるのですが、我々として李承晩ラインという大きな日本の漁業生産に対する非常な抑圧をこう考へておる。これはもうビキニの原爆に次ぐような重大な問題です。そういう問題の片一方において、抑圧をこう考へておるが、それと又韓国の間に友好なあれをやるやうといふことを考へておつておる。これは困る、我々水産関係、殊に原始産業に携つておる者についてはあそこ支海難におけるところの朝鮮と日本との問題は単なる海苔の問題だけの話ではないのであります。この問題を解決しない限りにおいては我々は断乎としてこういう問題は承服できない。これはもう十分考へて頂きたい。もう一つ先ず第一通商協定ができておらないでしよう、實際から言つて……そういう段階において日本の海苔業者を圧迫するやうなことに、これはよほどこれは慎重に考へて頂きたい。特にそれは申入れておきます。
○森八三三君 今政務次官のお話では、私はもう結論は四千万ドルの貸越を決議するための手段としてこれはおやりになるということにまあ理解をしておつたのですが、必ずしもそうではなくて、通商上の原則に立つて考へ直して見てもいいというやうなふうな御発言があつたのですが、そうだとすればもう少しこれは本質的な問題に觸れて研究しなければならぬと思う。ただ

貸越の四千万ドルがとれなくなつてしまつたのではこれは国としても大きな問題ですから、それを決議するためには好ましくないものでも時によつては入れなければならぬ、入れるためには国内産業の圧迫にならぬやうにどう考へるかといふことを考へて行かなければならぬのじやないかといふふうなことは腹の中では思つてゐる。思つてゐるのですが、原則に立つて考へ直して見てもいいという余地があるから、これは本質上の問題をもう少し議論して見ないといふことになつてしまふのですが、それはそれでいいのですか……
○政府委員(古池信三君) これは先ほども申上げますやうに当面の問題としては只今森さんのお話の通りでありまして、この焦付きを何とか早く解決せんなん、日本のために非常な不利益でございますから、その一つの手段としてこれを考への中に入れていふことはお説の通りでございいます。
それから千田さんのお話の点も十分我々も承知しております。いさゝか韓国の態度につきましては不満もあるものであります。十分その点は考慮に入れて今後の行政上の措置に當つて参りたいと思つております。
それから青山さんの御意見の点は先ほども申上げましたやうに、まだ私も十分その内容等について詳しく承知しておりませんので、事務的に検討いたして見ましていさゝか面から非常な良い案であるという結論に達しますなら、これまでも考慮して行きたいと思つておられます。なおそれらにつきましては農林省と十分協議いたしまして万全を期して行きたいといふやうに考へてお

ります。
○委員長(森崎隆君) ほかに政務次官に対します御質疑はございませぬか。それでは一つ通産委員会の方にお願いを願ひます。では質疑を続けま
○森八三三君 今の二億枚ですか、一応の目標になつてゐる数字は……。それがどうしても入つて来なければ国内の需給の関係から非常に困るやうやうに見られるのかどうか。私はよく知りませんが、本年の国産数量と脱み合せて見てどういふ需給推算になるのか。私の所論としては先ほど申上げましたやうに、海苔といふものはなければならぬ、海苔といふものは非常に高くなればこれはもう経済上食わなくなつてしまつて、自然の経済現象によつて又下つて来るやうなことで、そういう海苔の価格を安定せしめ、民生に寄与せしめるなどといふことを考へる対象物資ではないといふやうに考へてゐるのですが、これは一歩譲つてやはり海苔もなければならぬのだといふやうに折れて来た場合において、需給関係から見入ればどういふことも足らんのかどうか、その関係はどうなんですか。
○政府委員(清井正君) 需給推算と申しますとなか／＼むずかしいのでございして、御承知の通り主食等の問題でございしますればつきりした考へ方が出るのであります。これは或る程度嗜好品に属するもので、あればあるだけいいという性格を持つておるのであります。なか／＼その辺はむずかしいのであります。大体生産数量は先ほどもちよつと御質問があつたのでありますけれども、戦前は十数億枚であ

つた、戦後は十億を割る数字、八億か九億くらい、昨年その程度でした。が、本年も大体その程度のものでなからうかと、こういうふうに一応推定をいたしておるのであります。現在は若干と申しますか、相当程度のものは生産されておりますから、若干持つておるといふ状態になつておるのであります。そこで果して今の二億枚が入らなければならぬのかどうか、又入つたらどうかといふ点につきましては、私もどもいたしましては、その及ぼす需給上の影響といふことにつきましてはなかなかはつきりこゝで以てこうなるといふことを申上げることがむずかしい状況にあるのであります。
○森八三三君 私に聞いてゐるところでは農林省の非常に熱心な奨励指導といひますか、と、業者の諸君の勤勉と相待つて、本年の生産は、今水産庁長官のおつしやるやうに十億を割つておるといふことではなくて、もう少し伸びておるといふやうに聞いておりますが、そうだとすると、若し我々の聞いておるところが違つておりますれば直して頂きたいのでございしますが、だとすれば需給推算上はそう持つて来なくともいいんじゃないか、それはお話の通り嗜好品ですから、どれだけあつてもそれでいいというわけにはいかんと思ひます。が、これはおのずから戦前における生産数量、輸入数量等の流通過程に乗つた数字から考へて行くといふと、そこには一つの常識的な目安は置けると思つてゐるのですが、そう考へて行くと本年はそれほど補給を少なくても国産品で賄えるのではないかといふやうに聞いておりますが、そうではないのでございまいしょうか、その辺はどう

なんでございましょうか。

○政府委員(清井正君) 実海産の生産数量という問題につきましては、非常には甚だ私が申し上げるのは工合悪いので申訳ないのでございますが、甚だつめなない。実は今年の生産状況も一時は非常によかった、併し途中で少し悪くなった、又回復したというような事情がある。いろ／＼なニュースが私どものほうに入つて参つておるわけでありまして、生産者方面の御意向を伺いますという、十数億といふ、十億を相当上廻る数字が生産されておるといふお話を伺つておるのではありません。ところが一方流通業者の方面のお話を聞きますと七、八億しか生産がないといふことを言つておるわけでありまして、そこで私もとしましてはどことをつかんでいいのか判断に苦しんでおるといふのが実情であります。昨年がやはり七、八億と申しますか、十億を割つた数字である。私もといたしましてはどちらの数字も信じて参りたいと思つておりますが、両方ともちよつと差がありますのではつきりいたしませんか、やはり十億内外のものではなからうかという案は推定をいたしたいのでありまして、これもそう思うという程度のことでありまして、はつきり幾らだといふ数字は申し上げられないのであります。

○森八三君 通産省の森課長にお伺いしますが、今私と次官との質疑応答をお聞きになつておりました、次官もはつきり通産当局としての考え方を申されまして、国内生産の圧迫といふことは厳に避けて行く、そういうような通商当局の御方針で進まれる場合に、今まで農林省と十分打合せが済

んでコンクリートのものになつたわけではないといふことではあります。が、事務的に立案されておるものが、そういう趣旨に副うものと理解されるかどうか、国内生産業者を圧迫することのないようにするのだという方針に、今通商当局のお立てになつておるものは副うと理解されるかどうか、若しそうでないといふれば、コンクリートになつたものではありませんか、今後又農林省とお打合せのときにはそういう趣旨に副うものに改変をして、打合せをし直すという心がまえになられたかどうか、その辺を一つ伺いたいと思つておる。

○説明員(森日出哉君) 政務次官からさつて御説明がございましたので、私が追加することはないのであります。が、通産省といたしましては国内の生産業者の圧迫は避ける、そういうことが、通産省でございまして、別の意味で最近国内産業に対して圧迫が現れておるものであります。それはなぜかと申しますと、先ほど申し上げましたが、F O Aの買付の化繊が韓国側キヤンセルにたされまして、従ひまして輸入業者がその生産者に対して金を払い得ない、生産者のほうに金を払うのを待つてもらうといふような状況が出て来たおるものであります。従つて生産者のほうではそういう事情ならば政府がそれに對して滞貨金融なり、ほかの金融の金繰りをつけてくれといふ要求が出ておる。これは先ほど申し上げましたが、F O Aのほうの問題が海苔と結びつけられるといふ点において多少疑問がございまして、たしか一つのモメントになつて、一つの契機になつておるんじゃないか。従ひましてここは水産委員

会でございますので、皆さんが生産者とおつしやるのは海苔を生産されるかたといふふうにお考えのようでもございしますが、やはり国内の産業政策から見ますと、こういうことが一つのしわになつて現れておるのじやないか、こういうふうには考えております。それから国内の海苔の生産事情といふことになるとよくわからないのであります。が、少くとも値段が上りまして、今年はその程度よりも多少高目であるといふことで、昨年よりも総生産量は少いんじゃないか。従ひまして昨年百八十万トくらい輸入されておりましたので、昨年程度のものが入りましてもそうさしたる影響が生産者にあるかどうか、この点私もはつきりいたしませんけれども、疑問に思つております。

それからもう一つは、現在生産者のかたが殆んど問屋さんに、できたものはお売りになつていらつしやる。従ひまして今の段階で或る程度輸入されましてもすぐにそれが生産者に対して圧迫になるかどうか、この第二の点にいつては私は多少疑問を持っております。それから第三点は、水産庁側から御説明願つたことでございますが、韓国の海苔と日本の海苔とは使い途が相当違つておる、といふことも言われておるものであります。そういう点について私はちよつと納得が行かぬと思つておる。それから先ほど皆さんから御提唱のありました、私たちが書いた案でございますが、これは水産庁のほうにも検討を依頼してございまして、水産庁のほうも大分上のほうまで行つて御検討を願つておることと存じております。それでまた両省間でどういふような結論を出すか、両方の上のかた同士のお話合いになつておりますので、私はその点についてよく存じない次第でございます。

○千田正君 今の森さんのお話の中で、生産者の圧迫になるかどうか、おかしなところがあるとお話があつた。それは例えば生産業者は問屋に持つて行く、そういう点から言つて圧迫になるかどうか、疑問だといふお話でありまして、実際にそこが問題なんです。この人々は、あなたがたのいふやうな行政管内にあるところの商売人であつて、生産者は朝鮮の海苔が入るか、入らないかといふことよりも、持つて行くといふと、そういう問屋から、こんな朝鮮の海苔がだくさん入るのだから、お前たちのものはもう買つてやらないのだ。前のような値段では買えないのだ。いつでも弱い生産業者に対してはそういう理由の下に圧迫されて、そして一番利益を得ておるのは問屋の連中が利益を受けておる。そこでさつきあなたに質問したのは三円六十銭で仮に入つた朝鮮の海苔が一体幾らで売られておるか、それが仮に五割高く売られておると言つても、その間に搾取するのは殆んどそういう問屋が搾取するのであつて、実際これは我々食べる者にとつても何らの利益にもならない。なれば、むしろ一番弱い零細漁民である海苔業者が朝鮮の海苔が入るといふといふことによつて圧迫されるというところには非常ないわゆる誤差が生じて来る、我々の考え方とあなたがたの考え方と……それをよく一つ調査して是正してもらいたいのです、そういう考えを……

○秋山俊一郎君 只今森課長のお話の中に、朝鮮の海苔と日本の海苔と使い途が違ふといふようなことを言われたように思ふのですが、それはどういふように違ふのでしょうか。言葉尻をつかまえるやうで何ですが、私も朝鮮におつたことがありますが、どういふふうになつておるのですか。

○説明員(森日出哉君) この前水産庁の部長がこの委員会御説明になつたのでありますが、使い途が少し違ふといふようなお話をおつております。

○秋山俊一郎君 その認識を改めても使ひ途の違ふのは幾らでもございまして、日本の海苔の中で、例えば焙つて食べるやつ、或いは海苔巻にするやつ、その他地方に行けば海苔だか筵だかわからないようなものもあるのです。それは日本の海苔でも朝鮮の海苔でも同じです。朝鮮の海苔と日本の海苔を区別して考えるといふことは本筋ではない。本筋ではないが、少くとも水産をお扱いになるかたとしてその点は私は一つ改めて考えて頂きたいと思つておる。そうせんと、又いろ／＼考え方に違いが起つて来ますから、それは日本の海苔でもいい海苔はこれは待合や料理屋で使う。そういう海苔と私どもの家庭で使う海苔とは違ひます。それで先ほどともまあいろ／＼お尋ねして居るうちに、政務次官も大分この問題について認識を得られたのじやないかと思ふのだが、若し放つて置いたところのまま森さんの立案がする／＼と行つてしまふのじやないかといふ懸念がある。併しいろ／＼質問して居るうちに、水産庁ともよく相談するといふところまで進み付けたといふことは

この委員会の収獲だと思ふのですが、特に水産庁におきましても政務次官はああいふに言つておられますので、生産業者の立場というものをよく考えられ、日本の現在の国際收支の問題もありましようから、そういう点も考へて、輸入することが必至だとすれば輸入も止むを得ない。併しこれが生産業者の圧迫にならないような輸入方法を一つ考へるよう、両者間で話し合を進めて頂きたい。それが我々今日いろ／＼御質問したり、お願いする本筋なんです。

○青山正一君 国会は先ほどから千田君の言うように、例えば会期を延長するにしても、一応は明日でおしまひになるというわけですから、本日はこの問題を水産庁なり或いは通産省がやりやすいように当委員会に決議をして、そうして政府のやりやすいように一つ何か考へて行つたほうがいいのじやないか、こゝういふふうに考へておりますが、皆様の意向を聞いて頂きたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 只今青山委員から一応決議とすることの御提案がありました、如何でございましょうか。

○森八三三君 私青山委員のお話に賛成でありまして、只今までの質疑を通じて感じましたことは、通商上の原則は飽くまでも守つて行く。ただ韓国との貿易上におけるバランスの關係で止むを得ず輸入する。その場合に過去において実績を持つておつた人々の要求等もあるらしくは思ひますので、その基本原則を貫いて行かれる……国内の零細海苔生産業者を育成して、将来国内需給を達成するようなことに持つて

行くためにも、この際何らかの意思表示をしておくということが、当局が仕事をやるのには非常に……、仕事といひますか、今後の案を立てて行くのには非常に裨益することになると、こう理解いたしますので、別段横車を押すわけではありませんが、原則が貫かれて行くがごとき姿においてこの問題は解決されるべきであるという趣旨のものを、当然なことですからいたします。ところが、問題を変なほうへ持つて行かんためにいと思ひます。そういうことにお取計らいを頂きたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 只今御賛成の由の御発言がありました、皆さん御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(森崎隆君) それではその原文を作りまして、明日の十時から委員会を開会いたしますから、その上でお諮りすることにいたします。では本日はこれを以て散会いたします。

午後五時三十二分散会

四月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、輸出水産業の振興に関する法律案(案) (予備審査のための付託は同日)

輸出水産業の振興に関する法律案
輸出水産業の振興に関する法律(目的)
第一条 この法律は、輸出水産業の振興を期するために、輸出水産物の加工度の向上及び品質の改善並びに輸出水産業者の自主的調整に

よる経営の安定を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「輸出水産物」とは主として輸出の用に供せられる水産製品で政令で指定するものをいひ、「輸出水産業」とは輸出水産物を製造(冷凍又は冷凍品の冷蔵を含む。以下同じ)する事業をいひ、「輸出水産業者」とは輸出水産業を営む者をいう。

2 農林大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をするときは、輸出水産業振興審議会の意見を聞かなければならない。

(製造施設の登録)
第三条 輸出水産業者は、省令で定めるところにより、省令で定める製造施設につき、農林大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならぬ。輸出水産業者が他人に輸出水産物の製造を委託する場合においては、その受託者(以下製造受託者)という)も、同様とする。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の登録の申請に係る製造施設が省令で定める技術上の基準に適合する場合には、登録をしなければならない。

3 農林大臣は、前条の輸出水産物の指定があつた日において現に輸出水産業者又は製造受託者である者については、省令で一定期間を限り前項の基準を適用せず又はこれを緩和することが出来る。

4 農林大臣は、前三項の省令を定めるには、あらかじめ、輸出水産業振興審議会の意見を聞かなければならない。

業振興審議会の意見を聞かなければならない。

(登録の取消)

第四条 農林大臣又は都道府県知事は、輸出水産業者又は製造受託者が左の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることが出来る。

一 この法律の規定に違反したとき。
二 次項の規定による命令に違反したとき。
三 不正の手段により登録を受けたとき。

四 当該製造施設が前条第二項の基準に適合しなくなつたとき。

2 農林大臣又は都道府県知事は、輸出水産業者又は製造受託者の製造施設が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その者に対し、期間を定めて、当該基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

(登録手数料)

第五条 登録申請者及び省令で定める登録換の申請をする者は、政令で定めるところにより、登録手数料を納めなければならない。

(施設の改善)

第六条 農林大臣は、輸出水産物の加工度の向上又は品質の改善のため必要があると認めるときは、第三条の規定により登録を受けた輸出水産業者又は製造受託者に対し、同条の製造施設の改善につき勧告することが出来る。

第七條 輸出水産業者は、輸出水産物の健全な発達を図り、輸出水産物の輸出の振興に資するため、左の各号に掲げる要件を備えた全国一円の輸出水産業組合(以下「組合」という)を組織することが出来る。

一 営利を目的としないこと。
二 組合員が任意に加入し又は脱退することが出来ること。
三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等であること。

四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分に応じてするものとし、出資額に応じて配当するときは、その限度が定められていること。

(人格及び住所)
第八条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとする。

(組合の名称)
第九条 組合の名称中には「輸出水産業組合」という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に、「輸出水産業組合」という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二十條第一項及び第二十一條(商号)の規定を準用する。

(免稅)
第十条 組合の所得のうち、組合事業の利用分に応じて組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を

課さない。

(出資)

第十一条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。

4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(議決権及び選挙権)

第十二条 組合員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第二十五条において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第四十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(設立)

第十三条 組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上

の者が発起人となることを要する。

2 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

3 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が左の各号に適合していることを認めるときは、認可をしなければならない。

一 第七条各号の要件を備えていること。

二 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 その設立が当該輸出水産業の安定及び振興上必要であること。

4 発起人は、第二項の認可の申請をするには、当該輸出水産業者の総数の三分の二以上を占め且つ過去一年間の製造数量において当該輸出水産物の総製造数量の二分の一以上を占める者の同意を得なければならない。

(定款)

第十四条 組合の定款には、少くとも左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 組合員たる資格に関する規定

五 組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込の方法

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立の方法

十 組合員の権利義務に関する規定

十一 役員の数及び選挙に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに對して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

(定款の変更)

第十五条 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第十六条 農林大臣は、組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その組合の解散を命ずることができる。

一 第七条各号に適合するものでなくなつたとき。

二 定款で定める事業以外の事業を行つたとき。

2 農林大臣が組合の解散を命じた場合における第二十五条において準用する中小企業等協同組合法第八十八条の規定による解散の登記

は、農林大臣の囑託によつてする。

(事業)

第十七条 組合は、左の各号に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）及び組合員のためにするその借入

二 輸出水産物の保管、運送及び検査並びに副資材の供給その他組合員の共通の利益を増進するための施設

三 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

四 組合員の経済的地位の改善のためにする副資材の購入その他に関する団体協約の締結

五 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査研究その他前各号の事業に附帯する事業

2 組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

3 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債務を取り立てることができる。

4 第一項第四号の団体協約は、あ

らかじめ総会の承認を得て、同項同号の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

5 第一項第四号の団体協約は、直接に組合員に對してその効力を生ずる。

6 組合員の締結する契約でその内容が第一項第四号の団体協約に定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、その規程によつて、契約したものとみなす。

(輸出水産物に関する調整)

第十八条 組合は、左の各号の一に掲げる事態が生じた場合であつて、かような事態を放置しては組合員の事業の経営が困難となり組合員の事業に係る輸出水産物の輸出が不振となる虞があるのみならず関連産業の存立にも重大な影響を及ぼす虞がある場合において、それぞれ各号に掲げる事態を克服し組合員の事業の経営の安定と組合員の事業に係る輸出水産物の輸出の振興を図る必要があるときは、当該輸出水産物の輸出を調整する目的の範囲内において、組合員が製造する輸出水産物の製造数量、出荷数量（加工品の引渡数量を含む）、品質、販売方法（加工品の引渡方法を含む）、販売時期（加工品の引渡時期を含む）、販売価格（加工賃を含む）若しくは製造施設に関する制限）これらの制限を確保するための事業所若しくは事務所への立入調査及び製品の検査を含む）を行うことができる。

一 組合員の事業に係る輸出水産物の製造数量が、当該輸出水産物に対する海外市場の需要に比し著しく多いため、当該輸出水産業者の間において製造若しくは販売における競争が過度に行われることにより、不当な価格による販売が行われ若しくは行われる虞があり又は粗悪品が乱売され若しくは乱売される虞があること。

二 組合員の事業に係る輸出水産物に係る仕向地の輸入取引が実質的に制限され若しくは不当に制限され又は制限される虞があるため、当該輸出水産業者の間において製造若しくは販売における競争が過度に行われ又は行われる虞があること。

(調整規程の認可)

第十九条 組合は、前条の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をいう。以下同じ)を定めて農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程の内容が左の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一 前条各号に掲げる事態を克服するための必要且つ最小限度の範囲をこえること。

二 不当に差別的であること。

三 国内の関連事業者又は一般消費者の利益を不当に害すること。

と。

3 農林大臣は、第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。(調整規程の変更命令及び認可の取消)

第二十条 農林大臣は、調整規程の内容が前条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、これを変更すべきことを命じ、又は認可を取り消さなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

(調整規程廃止の届出)

第二十一条 組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(過怠金)

第二十二条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し、過怠金を課することが出来る。

(検査員)

第二十三条 組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施を検査するために、検査員を置くことができる。

2 検査員は、前項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 組合は、第一項の規定により検査員を任命しようとするときは、あらかじめ、農林大臣の承認を受けなければならない。

(調整規程の設定等に関する決議)

第二十四条 調整規程の設定、変更又は廃止は、総会又は創立総会の決議によらなければならない。

2 前項の総会の決議は、組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

(準用)

第二十五条 中小企業等協同組合法第八條、第十二條から第二十三條まで(第十九條第一項第四號を除く。)、組合員等、第二十七條、第二十八條、第二十九條第一項から第三項まで、第三十條、第三十二條(設立)、第三十四條から第四十二條まで(第三十五條第五項及び第三十七條第二項を除く。)、第四十四條から第五十四條まで(第五十一條第二項及び第三項並びに第五十三條第四號を除く。)、第五十六條から第六十一條まで(管理、第六十二條から第六十六條まで、第六十八條、第六十九條(解散及び清算)、第七十一條から第七十五條まで(倉庫証券等)、第七十三條から第七十三條まで(登記)、第七四條、第七五條、第七六條の三、第七六條(雜則)、第七七條及び第七十八條から第七十五條(第十八八號及び第十九號を除く。))まで(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、第二十八條中「前条第一項の承認」とあるのは「輸出水産物の振興に関する法律(以下本条において「法」という。))第十三條の認可」と、第三十四條第一號中「総会又は総代会」とある

のは「総会」と、第三十五條第四項中「理事(企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。)」とあるのは「理事」と、第五十八條第四項中「第七十條第一項第四號又は第七十七條第一項第五號」とあるのは「法第七十七條第一項第三號」と、第六十二條第一項中「五、事業の全部を譲渡」とあるのは「五、解散を命ずる裁判」とあるのは「五、法第十六條第一項の規定による解散の命令」と、第六十三條第一項中「合併し、又はその事業の全部を譲渡する」とあるのは「合併する」と、同条第二項中「合併又は事業の全部の譲渡」とあるのは「合併」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「組合登記簿」と、第九十七條第一項中「第三項」とあるのは「法第十六條第二項」と、第九十五條第六號中「第三十一條又は第六十二條第二項」とあるのは「第六十二條第二項」と、同条第七號中「第三十七條」とあるのは「第三十七條第一項」と、同条第十二號中「合併若しくは事業の全部の譲渡」とあるのは「合併」と、同条第十三號中「第五十九條又は第八十二條第二項」とあるのは「又は第五十九條」と読み替へるものとする。

(製造数量等の制限に関する命令)

第二十六條 農林大臣は、第十八條各号の一に掲げる事態が生じた場合であつて、かような事態を放置しては当該輸出水産物の経営が困難となり当該輸出水産物に係る輸

出水産物の輸出が不振となる虞があるのみならず関連産業の存立にも重大な影響を及ぼす虞がある場合において同条各号に掲げる事態を克服し当該輸出水産物の経営の安定と当該輸出水産物に係る輸出水産物の輸出の振興を図るため必要があるときであつて同条の規定による組合の自主的調整をもつてしてはその目的を達成することが困難であると認めるときは、輸出水産業振興審議会の意見を聞いて、当該輸出水産物を営む者のすべてに対し、当該組合の調整規程に定める制限と実質的に同一内容を有する制限に依つてべきことを省令をもつて命ずることが出来る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十七條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四號)の規定は、組合又はその組合員が第十九條第一項の認可を受けてする正当な行為には、適用しない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の請求に応じ農林大臣が第二十条の規定による処分をした場合を除く。)

(公正取引委員会との関係)

第二十八條 農林大臣は、第二十六條の規定による省令の制定又は改

正をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 公正取引委員会は、前条但書第一号に該当すると認める場合において勧告し又は審判開始決定書を発送しようとするときは、農林大臣の意見を聞かなければならない。

3 公正取引委員会は、第十九条第一項の認可を受けて行う調整規程（第二十条の認可を受けて変更したときは、その変更後のもの）が第十九条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、農林大臣に対し、第二十条の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

（融資）

第二十九条 政府は、輸出水産物の国際的な需給状況、価格の変動等に対応するため必要があると認めるときは、輸出水産業振興審議会の意見を聞いて、組合に対し、販売時期、販売価格等を調節するため必要な調整資金を確保するよう必要な措置を講ずるものとする。

（報告及び検査）

第三十条 農林大臣は、この法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、輸出水産業者若しくは受託者又は組合から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくはその事業所に立ち入り、業務の状況、

帳簿書類若しくは製造施設の検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（輸出水産業振興審議会）

第三十一条 農林省に輸出水産業振興審議会（以下「審議会」という）を置く。

2 審議会は、第二條第二項、第三條第四項、第二十六條及び第二十九條に規定するものの他、農林大臣の諮問に応じて輸出水産業の振興に関する重要事項を審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を農林大臣に建議する。

（審議会の組織及び運営等）

第三十二条 審議会は、会長及び左の各号に掲げる者につき農林大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

一 輸出水産製品の製造業者を代表する者 五人以内

二 漁業者を代表する者 五人以内

三 貿易業者を代表する者 三人以内

四 学識経験がある者 五人以内

2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができない。

3 審議会に会長を置き、農林大臣をもつて充てる。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第三十三条 第二十六條の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第九條第二項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。同条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様である。

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その他の法人又は人の業務に關し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前二條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し、相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第三十六條 第三條の規定に違反して登録を受けない製造施設により輸出水産物を製造した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律の施行日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項の表に次の一項を加える。

輸出水産業 輸出水産業の振興に關する法律（昭和十九年法律第二十号）の規定によりその権限を調査審議すること。

第八條第二項中「真珠養殖事業法」を「真珠養殖事業法、輸出水産業振興審議会については輸出水産業の振興に關する法律」に改める。

五月一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、駐留軍演習による漁業特別損失補償の請願（第二四七〇号）

一、東京内湾のヒトデ被害対策に關する陳情（第六四六号）

第二四七〇号 昭和二十九年四月二十六日受理

駐留軍演習による漁業特別損失補償の請願者 福岡市箱崎町福岡県駐留軍演習補償対策協議会 会内 太田清作外十三名

紹介議員 野田俊作君

駐留軍の演習等による漁業の特別損失については、昭和二十八年の「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に關する法律」によつて、補償されることになつてゐるが、福岡県内芦屋射撃演習場、築城高射砲射撃演習場並びに博多湾にお

る水上機の離着水による特別損失は、相當の巨額に達する見込みであり、特に芦屋地区は、広大な魚付林の伐採、飛行場の汚毒水の流入、朝鮮戦乱中帰還飛行機の残弾投入等により、漁場の荒廢がはなはだしく、漁獲も殆どない現状のところ、たまたま昭和二十七年七月から制限漁区が縮小されて補償対象額が半減されることになり、漁家の窮乏は著しいものがある。また他の漁区も同様漁場が荒廢して、漁業経営が困難な事態に迫り込まれてゐる実情であるから、すみやかなる特別損失補償金交付の措置を講ぜられたいとの請願。

第六四六号 昭和二十九年四月二十二日受理

東京内湾のヒトデ被害対策に關する陳情 陳情者 千葉県会議長 浮谷元吉

東京内湾沿岸漁民の経済を危機におとし、いれまます暴威をたくましくしてヒトデの被害推定額ははまぐり、あさり等二億円に近い程の惨状であつて、このまま推移すれば、全国一を誇る三千万坪の貝類養殖場は壊滅することになり、莫大なる結果をきたすこととなるから、早急にこれが施策の確立と被害補償とを具体化せられたいとの陳情。

五月四日本委員会に左の事件を付託された。

一、静岡県静岡市清水市清水放流防止等に関する請願（第二六〇三号）

第二六〇三号 昭和二十九年四月二十八日受理

一、静岡県静岡市清水市清水放流防止等に関する請願（第二六〇三号）

第二六〇三号 昭和二十九年四月二十八日受理

一、静岡県静岡市清水市清水放流防止等に関する請願（第二六〇三号）

第二六〇三号 昭和二十九年四月二十八日受理

一、静岡県静岡市清水市清水放流防止等に関する請願（第二六〇三号）

第二六〇三号 昭和二十九年四月二十八日受理

静岡県狩野川汚水毒物放流防止等に關する請願

請願者 静岡県田方郡大仁町狩

野川漁業協同組合長

飯塚利八

紹介議員 堀眞琴君

去る二月十日六東洋醸造株式会社工場から放流された毒物のため、同工場汚水放出口である大仁町田京郷先下流の狩野川の全魚類は完全に死滅してしまつた。これは狩野川漁業協同組合員にとつて、今後数年間にわたる死活の重大事であるばかりでなく、沿岸住民はもとより伊豆観光上からもじん大なる損失であるから、県ならびに關係当局は、今後このようなことが再び繰り返されることのないよう、東洋醸造株式会社をして、汚水や毒物放流を防止する施設を行わしめるとともに、今回の毒物放流による魚族全滅によつて狩野川漁業協同組合ならび組合員がうけた全損害を補償せしめるよう責任をもつて善処せられたいとの請願。